**○○自主防災組織規約（規約例）**

（名称）

第１条　この会は、○○自主防災組織（以下「本会」という）と称する。

（事務所の所在地）

第２条　本会の事務所は、〇〇公民館に置く。

（目的）

第３条　本会は、自主的な防災活動を行い、地震その他の災害（以下「地震等」という）

による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及に関すること

(2) 地震等に対する災害予防に関すること

(3) 地震等の発生時における初期消火、避難誘導、避難所運営、救出救命、情報の収集・伝達、給食・給水等応急対策に関すること

(4) 防災訓練の実施に関すること

(5) 防災資機材等の整備に関すること

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（班の配置）

第５条　本会は、前条の事業を遂行するため、次の班を置く。

(1) 消火班

(2) 避難誘導班

(3) 救出救命班

(4) 情報班

(5) 給食・給水班

（会員）

第６条　本会は、○○町内にある世帯をもって構成する。

＊注

・副隊長、監事は若干名　また、副隊長、会計、班長は他の役員と兼務することができる。

・会計、監事は町内会等役員と兼務することができる。

　など町内の実情に合わせて選任ください。

（役員）

第７条　本会に次の役員を置く。

(1) 隊　長　　　１名

(2) 副隊長　　　２名＊

(3) 会　計　　　１名＊

(4) 班　長　　　５名＊

(5) 監　事　　　２名＊

２　役員は、隊員の互選による。

３　役員の任期は、２年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第８条　隊長は、本会を代表し、会務を総括し、予防活動及び地震等の災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

２　副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を行う。

３　班長は、隊員を指揮し、予防活動及び応急活動にあたる。

４　監事は、会の会計を監査する。

（会議）

第９条　本会に、総会及び役員会を置く。

（総会）

第１０条　総会は、全隊員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

３　総会は、隊長が招集する。

４　総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること

(3) 事業計画に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと

５　総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）

第１１条　役員会は、隊長、副隊長、会計、班長、監事によって構成する。

２　役員会は、隊長が招集する。

３　役員会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきこと

(2) 総会により委任されたこと

(3) 役員会が特に必要と認めたこと

（防災計画）

第１２条　本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

(1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること

(2) 防災知識の普及に関すること

(3) 防災訓練の実施に関すること

(4) 地震等の発生時における応急対策に関すること

(5) その他必要な事項

　（経費）

第１３条　本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

　（会費）

第１４条　本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

　（会計年度）

第１５条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

　（監査）

第１６条　監査は、毎年１回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

２　監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

　（付則）

　この規約は、○年○月○日から実施する。

**○○校区自主防災組織連絡協議会規約（規約例）**

（名称）

第１条 この会は、○○校区自主防災組織連絡協議会（以下「本協議会」という）と称する。

（事務所）

第２条 本協議会の事務所を○○に置く。

（目的）

第３条 本協議会は、各団体及び自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 自主防災組織未結成地区への結成促進に関すること

(2) ○○校区総合防災訓練の実施に関すること

(3) 他団体との連携・協定の締結に関すること

(4) 自主防災組織相互の連絡調整・充実強化に関すること

(5) 避難所の運営に関すること

(6) 応援要請に関すること

(7) その他地域防災力向上に資する事項

（会員）

第５条 本協議会は、○○校区にある全世帯、自主防災組織の隊長及び関係機関の長をもって構成する。

（役員）

第６条 本協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 　１名

(2) 副会長 ２名

(3) 幹事 　２名

(4) 会計 　１名

(5) 監査役 ２名

２ 役員は、会員の互選による。

３ 役員の任期は２年とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）

第７条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

３ 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

４ 会計は、本協議会の会計事務をつかさどる。

５ 監査役は、本協議会の会計を監査する。

（会議）

第８条 本協議会に、総会及び幹事会を置く。

（総会）

第９条 総会は、役員、自主防災組織の隊長及び関係機関の長をもって構成する。

２ 総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができ

　 る。

３ 総会は、会長が招集する。

４ 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

（会費）

第１０条 本協議会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経費）

第１１条 本協議会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第１２条 会計年度は、毎年　　月　　日に始まり、翌年　　月　　日に終わる。

（会計監査）

第１３条 会計監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

２ 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

（付則）

この規約は、○年○月○日から実施する。